

第百九十二回国会 衆議院 安全保障委員会 議 録 第三号

平成二十八年十一月十七日(木曜日)

午後一時三十六分開議

出席委員

委員長 山口 壯君

理事 江渡 聡徳君

理事 寺田 稔君

理事 中村 裕之君

理事 升田世喜男君

今枝宗一郎君

門山 宏哲君

北村 誠吾君

小林 鷹之君

武田 良太君

宮澤 博行君

青柳陽一郎君

横路 孝弘君

赤嶺 政賢君

吉田 豊史君

武藤 貴也君

小野寺五典君

中谷 真一君

後藤 祐一君

濱地 雅一君

大西 宏幸君

金子万寿夫君

熊田 裕通君

左藤 章君

藤丸 敏君

和田 義明君

神山 洋介君

佐藤 茂樹君

下地 幹郎君

照屋 寛徳君

防衛大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官

防衛大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣人事局内閣審議官)

政府参考人

(人事院事務総局給与局次長)

政府参考人

(内閣府国際平和協力本部事務局長)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

稲田 朋美君

若宮 健嗣君

小林 鷹之君

宮澤 博行君

稲山 文男君

合田 秀樹君

宮島 昭夫君

大菅 岳史君

相木 俊宏君

政府参考人

(防衛省大臣官房長)

政府参考人

(防衛省大臣官房衛生監)

政府参考人

(防衛省防衛政策局長)

政府参考人

(防衛省整備計画局長)

政府参考人

(防衛省人事教育局長)

政府参考人

(防衛省地方協力局長)

政府参考人

(防衛省統合幕僚監部総括官)

安全保障委員会専門員

豊田 硬君

塚原 太郎君

前田 哲君

高橋 憲一君

鈴木 良之君

深山 延暁君

辰巳 昌良君

林山 泰彦君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

正する法律案(内閣提出第一五号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣人事局内閣審議官稲山文男君、人事院事務総局長合田秀樹君、内閣府国際平和協力本部事務局長宮島昭夫君、外務省大臣官房審議官大菅岳史君、外務省大臣官房審議官相木俊宏君、防衛省大臣官房長豊田硬君、防衛省大臣官房衛生監塚原太郎君、防衛省防衛政策局長前田哲君、防衛省整備計画局長高橋憲一君、防衛省人事教育局長鈴木良之君、防衛省地方協力局長深山延暁君、防衛省統合幕僚監部総括官辰巳昌良君の出

席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。

○神山(洋)委員 神山洋介でございます。

きょうは、防衛省の職員の給与法ということで、防衛省、自衛官の皆様の給料に関しましてであり、ついおととい、大臣所信を受けてさまざまな観点から議論がなされたところでもありますが、その給与法に関して、プラス幾つか安全保障政策に関しても議論させていただきたいと思っております。大臣、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず給与法についてなんですが、我々は、この法案そのものについては基本的には賛意を持っているという観点ではあります。

ただ、この後、恐らく同僚、青柳議員からも話があるかと思いますが、国家公務員の給料に準ずるといふところは、それは国家公務員である以上、ある程度やむを得ないと思っておりますが、しかし、その上がりがりであるとか考え方であるとかというものが本当に、ミリタリーとシビリアンと明確に分けるべきかどうかということも含めて今の体系でいいのかということはやはり我々の中でも議論がありまして、そこは大臣にこの場では御答弁をお願いできませんが、青柳議員からお話があると思しますので求めませんが、問題意識としては強く持っているということはあらかじめ申し上げさせていただきます。

ここでまず私の方から議論させていただきたい

のは、この給与そのものに直接かわるわけでは

ありませんが、それがかかわるという意味で、長

年議論になっていきます充足率の話、これを議論さ

せていただきたいと思います。

きょう、お手元に資料を二枚お配りしております

して、一枚目をご覧ください。これは、もう白

書に載っているような数字をそのままちよつと見

やすいようにレイアウトを変えて加工したもので

ありまして、数字そのものはもとのマスターデー

タと全く変わりありません。ここ十年ほどの自衛

官の定員、これは、定員がオレンジのバーです。

その右側に緑とブルーと少し薄い青で記載をされ

ているのが陸海空の実員でございます。上に赤の

折れ線グラフであるのがここ十年間の充足率の推

移です。

一見して、ごらんいただいてわかるように、特

にこの赤い折れ線グラフで見ると、充足率は、十

年前の十八年度で九三・五％で、十年後の今は九

二％ということですが、一貫して九二％前後。一

番高くなつたときは九五％台というときもありま

すが、ずっとこの辺でうろついているわけ

です。

そもそも、この充足率というものは、定員に関

して、今ある装備であるとか自衛隊としてやらな

ければならないことを考えたときにこのぐらいの

人員が必要であるという観点から定員が導き出さ

れ、それに対して陸海空それぞれ実員としてどの

ぐらいの人数がいるのかということからはじかれ

る。まあ、これは機械的に数字が出てくるわけ

です。

これはまず大臣に素朴にお伺いをしたいわけ

ですが、ずっと一〇〇に満たない、ずっと定員を

割つた状態で推移をしているということに関して

て、この安全保障委員会でも、私ももうかつてか

ら何度か同じような質問をしたことがあります

が、これはまずいよね、問題はやはりあるよね、何とか改善しなきゃいけないよねという議論がずっとあるわけです。一方で、では、その数字が何らかの改善が示されたかという、十年前と今と、さしたる変化があるような数字には見られない。この状況、この数字を見て、まず大臣、どう思われますか。

○福田国務大臣 充足率についてのお尋ねですが、これも、人員の充足率が十分ではない、すなわち、定数どりの人員が実際に配置されていない、そういう課題はあります。自衛官の充足率の向上は、自衛隊の体制強化の観点から大変重要であり、防衛大綱及び中期防に基づいて継続的に取り組んでいるところです。

今先生からお示しをいただいたこのグラフにもありますように、昨今の自衛官の充足率は、二十五年九二・六〇、二十六年九二・六三、二十七年九二・七〇、二十八年九二・七八と、改善傾向にはあります。また、平成二十九年度の概算要求においては六百十六名の実員増を要求しております。充足率は九三・〇二%となります。

防衛省といたしましては、防衛大綱、中期防に基づいて、継続的に人員の充足向上を図ってまいりたいと考えております。

○神山(洋)委員 という議論を毎年度ずつとやってきているわけですよ、この十年間。多少よくなったり、多少落ちたりということがある中で、事実としては、まあ、さしたる改善がないとまでは言いませんが、これでオーケーだということにはなかなか至らないという状態になっているわけです。

これは、必ずしも稲田大臣をここで何か追及して責めようという話でもありませんし、どここの政権がどうのこうのという話ではなくて、構造的に一〇〇%という中で、やはりそれなりの体制がきちっと整備をされ、ローテーションが実行できる中で初めて、さまざま今、任務が、付与されている内容がふえているという状況の中できちんと仕事ができる体制を整えることができるんだと思う

んですね。

この定員ということそのものをもし見直す必要があるのであればそれは見直していただきたいわけですが、少なくとも、今やるべき仕事と、一方で、それにかかる人足数を考えたときにこの定員が必要であるという数字をはじき出しているのであれば、我々は、政治の現場の人間の責任として、一〇〇%を目指すのだということをやはりやんなきゃいけないんだと思うんです。

逆に言えば、十年間ずっと一〇〇%を割ったままで、これでいいんですという話にはならないんだと思うんです。

問題がありますと言って改善をするのであればいいですし、今お話があったような流れの中で、例えば三年すれば、もしくは五年すれば一〇〇%になってこの問題は解決をするのだという道筋が見えているのであれば、私はさしてここで問題にすることではないと思うんですが、少なくとも今の大臣のお話を伺う中で、その方向感というのはやはり見えないんじゃないかなというふうに思うわけです。

非常に単純に考えて、では、この充足率をどういう形で十割を満たすのかと考えたら、方法は二つしかないわけです。非常に単純な話です。定員が下がるか、人員がふえるか、この二つしかないわけです。

定員が下がって、今の現員に対して一〇〇%になる。今、二十二万人ぐらいですか。定員が二十万になれば、それは一〇〇%にはなりますよ、数字上。一方で、今、二万人ぐらい不足をしているのだとすれば、単純計算で、人員が二万人ふえれば、それは一〇〇%にはなりますよ。どっちの方向の中で、もしくはこの組み合わせでもいいんですけど、この問題を解決しようとしているのかという方向感をきちっとやはり出すべきじゃないかと思うんです。

その話を伺うのはなぜかといえば、それは、我が国の周辺環境の中で、この安全保障にまつわる具体的なタスクというのは、これはもう議論の余

地なくふえているという実情があるわけです。一方で、今回の南スーダンに対してのPKO派遣も含めてですが、プラスオンの任務ということも含めて任務拡大をしているという実情があるわけですから。

当然それは、一年間、二十四時間三百六十五日、多くのユニホームの方々は、そのつもりで働くのだという気概はあるかもしれませんが、人間ではあるわけです。その体制を整備するという点において、どういう方針でこれを満たそうとしているのか、この方向感をきちっと出すべきだと私は思っているんですが、大臣、いかがですか。

○福田国務大臣 今委員御指摘になりましたように、方向感をしっかりと示すということは重要で、そのために、防衛大綱、そして中期防で将来を見渡した形での計画を立てております。

さらには、先ほど答弁申し上げましたように、少しずつではありますが、近年改善傾向にはあります。また、来年度、二十九年度の概算要求においても、今委員御指摘になったようなさまざまな環境の変化もございますし、六百十六名の実員増を要求しているところであります。

そういった我が国を取り巻く環境やそういったものを勘案した上で、しっかりと定員の充足率を満たすように進めていくというのが方向性でございます。

○神山(洋)委員 では、例えば、六百名の実員増をしました、それを三十年続けることによって一万八千人ふやせるのだ、三十年後には一〇〇%になるんだ、そういう方針だということではよろしいですか。

○福田国務大臣 毎年毎年六百十六名ずつふやす、そういう趣旨ではなくて、しっかりと、計画、中期防に書かれた定員に満つるように充足率をふやしていくということでございます。

○神山(洋)委員 中期防に書かれた計画どおりやると。では、いつこの充足率は一〇〇%を満たすのでしょうか。その全体像が見えないことがやはり問題じゃないかということを申し上げているわけ

です。

現実問題として、今、仮に、定員というその数字があるべき数字であり、正しくもありということなのであれば、二万人という数字を、ではどうやってふやすんだという話になるわけですよ。

もう一枚資料をお配りしておりますが、資料二です。これは防衛省の方からいただきました。自衛官一人当たりの維持費ということで、これは今年度の数字です。

維持費という言葉がいかにどうかということとは別としてですが、単純に、自衛官一人ふやしたときに、給料だけ払っていればいいという話ではもちろんありませんし、そこに教育訓練というものもある。そこにかかわる必要な装備というものもある。そういうことも含めたときに、一体、自衛官一人ふやそうとしたときにどのぐらいの予算を見込めばいいのかという、あくまでも参考として何か数字はありませんかという観点でお伺いしたら、この数字が出てきました。

陸海空それぞれ違いはありますが、右下の平均の数字を見ると、一億二千万円という数字が出ています。直観的にも大体このぐらいなんだろうなというふうに正直私は思っています。

例えば、では、一人当たり一億円なんだとしたときに、二万人ふやすということ考えたなら、一億円掛ける二万人……(発言する者あり)ごめんなさい、一千二百万ですね。これだけの金額がやはりかかるわけですよ。そんなに簡単に捻出できる金額じゃないと私は思うわけです。

今までの、この場所以外での議論も含めてですが、お話を伺っていても、人員をふやすということももちろん大事です。一方で、一つの仕事を効率化するなり、場合によっては自動化をするなりという中で、それは必ずしもマンパワーでない中で定員数を満たしていくということも、これは逆に言えば定員数の減につながる話かもしれないんですが、ということもあるでしょう。現実にはこの合わせわざだと私は思うんですね。このトータルな絵をきちっと描くべきじゃないかというふうに思

うわけです。

何で私がこれを使うかというと、私は、自分の個人的な知り合いであつたりとか、あとは自分の親しい友人であるとか、実際今ユニホームを着て現場で仕事をしているという方もたくさんいらっしゃいます。なかなか公の場でどうこう話すような話ではありませんが、やはり飲みながらも含めていろいろな話をする中で、非常に崇高な理念に燃えて頑張っているということがわかる一方で、現場はやはりなかなか大変だなという実感も受けるわけです。

これだけ、あれもやってくれ、これもやってくれ、こういうことも大事なんだ、これからもっと大変になるんだということを政治の要請とする以上、現場の環境をきちっと整えることは、先ほど申し上げたようにマストだと思いますし、それが具体的にどういう方法で、どのぐらいの年限であればできるのかというその具体的道筋を示すのが我々の責任じゃないかと思ひますし、さらに言えば、それは防衛の重責を預けられる大臣の責任じゃないかと思うから伺っているわけです。

大臣、いかがですか。

○稲田国務大臣 今、委員は何点か御指摘になりました。

私も、現場の自衛官の皆さん方が非常に士気高く、そして、さまざまな危険があるにもかかわらず頑張っている姿を目にするにつけて、その勤務環境や今おっしゃっている充足率も含めて、しっかりとやっていかねばならないと思っております。そういった観点から、しっかりと、防衛大綱、さらには中期防において、我が国を取り巻く安全保障環境を見た上で、必要な人員、そして経費を維持していくという方向性を出しているわけであります。

先ほど、委員が、技術の進化によって省人化する部分もあるんじゃないかとおっしゃいました。まさしくそうだと思います。そういう張り合いというものを付けていく必要があると思ひます。例えば、高高度の滞空型偵察無人機を導入すること

などにより、できるだけ省人化しながら自衛隊の警戒監視能力を向上させていくということは重要だと思ひます。

また、現在の防衛大綱及び中期防においては、自衛官定数そのものについては現状を維持することとしたしておりますが、全体で効率化、合理化をして、スクラップ・アンド・ビルドで、例えば、警戒監視などを行う第一線の部隊の定数を増加させる、そして、第一線の部隊の隊員の皆さん方の負担を増大させないようにするなどといった取り組みも行っております。

こうした取り組みを行うことにより、必要な人員を確保しつつ、自衛隊がその高い能力を一層発揮し、新たな任務も適切に遂行できるものというふうに考えております。

○神山(洋)委員 この議論はもうここまでにしませんが、やはり具体的な話がないんですよ。総論は確かに大臣のおっしゃるとおりですし、私もこれまで申し上げたとおり、どうやって予算を確保して人数をふやしますかという話と、今あるものを例えば自動化するなり効率化する中で定数をもう少し下げることができんじゃないかということになると思ひます。

では、自動化をする中で、例えば自動化をこれだけ進めることによって、今二万人足りない部分の作業そのものを全部自動化の中で置きかえることができるんだというのであればそれはそれでいいですが、今の大臣のお話の中からいうと、少なくとも二つの方向からやる中で、どれをどのぐらいの割合で組み合わせることによっていつまでにできるのかという、その具体的な絵が全く見えないうわけです。それをきちっとプログラムして進めていくということが大事なんじゃないですかというのを申し上げたかったんですが、ほかの議論もいろいろしたいので、それはまた改めて突っ込んで議論させていただきたいと思ひます。

今の話と直接絡む話ではありませんが、任務拡大の話で、前回のこの委員会でも、ちょうど駆けつけ警護にかかわる話も含めてたくさん議論があら

りました。

きょう、大臣にまず一つお伺いをしようと思つたのは、前回の委員会の中の議論でも出てきたんですけども、今回の南スーダンに派遣するPKO部隊に駆けつけ警護の任務をさらに付与したわけですが、それに対しての国民の理解についての問題意識、それについてどう認識をされているかということ伺いたいわけです。

これは、NHKが十一月の十四日に取り上げた世論調査でいえば、政府が南スーダンに派遣する自衛隊の部隊に安全保障関連法に基づいて駆けつけ警護などの新たな任務を付与する方針であることについて、賛成、反対、どちらとも言えない、は四二%、どちらとも言えない、三二%という数字があるわけです。

これをもって賛成だの反対だのという話をここであえてするつもりはないですが、さつきも申し上げたように、例えばそれは、自衛隊員その方であり、御家族であり、友人でありという立場から考えたときに、それだけ危険でありながら、しかし一方で、国益のために必要であり大事な任務だから、ある意味では体を張って行ってきたのだとい、そういう任務だと思ふんです。そのときに、やはりそこで、行く御本人であり、それを送り出す家族からしたときに、一人でも多くの国民が、ぜひそれはお願いしますとって拍手を送っていただく環境の中で現地に、任務に赴いていただくという環境をつくるべきじゃないかと思ふんです。

裏を返せば、何をやるんだかよくわからない、反対だという声があわあある中で、それを行ってくださというのはいは私は非常にまずいんじゃないかというふうに素朴に思ふわけです。

このNHKの数字だけが全てではもちろんありませんし、いろいろな聞き方はあると思ひますよ。しかし、国民の理解をきちっと得る中でその環境を整えるということは非常に重要なことだと私は考えているんですが、大臣、この点につい

て、事の軽重をどう認識されていますか。

○稲田国務大臣 昨年成立をした平和安全法しかり、また今回、今委員が御指摘になった新任務しかりであります。大変重要な法であり、今回の駆けつけ警護について申し上げれば、前回のこの委員会でもるる答弁いたしましたように、本当に高い評価を受けている南スーダンの施設部隊、道路をつくったり、また施設をつくったりしているその施設部隊が、緊急の要請を受けて、人道的見地から、対応できる範囲において、一時的に行う、助けられる人を見殺しにしないということですね。

しっかりと訓練をして、そして安定的な合意が維持されることを法的な要件としてそういった任務を負うということは非常に意義のあることではあります。今委員御指摘になったように、しっかりと国民の理解が得られないと、その現場に行く、本当に南スーダン全体としては治安は厳しいです、そしてジュバ市内、比較的安定しているとはいへ、やはり緊張感を持って行かなければならない状況に隊員を行かす、さらにはその御家族のお気持ちを考えると、多くの国民の皆さん方が理解をしていただくということはとても重要なことだと私も認識をいたしております。

駆けつけ警護について、いろいろ、ある意味誤解もあると思ひます。駆けつけ警護の意義であつたり、また要件であつたり、そういったことをしっかりと説明していく必要があるというふうな認識をいたしております。

○神山(洋)委員 私は、安保法制の議論をしてきたさなかに、当時予算委員会中谷前大臣とも同じ話をしたことが実はあるんですね。おわかりでしょう、より多くの方々にぜひ頑張ってくれという理解がある中で、だからこそ、危険であるし、本当は嫌だけれども、でも頑張ってくれと送り出すのが家族でもあり、御本人でもあるんじゃないか。

その環境をつくり出すことは、政治といえれば政治の、我々もその責任を負っていることはもちろ

ん承知はしていますけれども、もつと具体的には、それはやはり防衛大臣、稲田大臣なのではないかと思うんですよ。

だとすれば、今まさにその努力をという話がありました、閣議決定後に努力ということも否定はしませんが、閣議決定する前なり、したときなり、もつときちつと説明があつてもいいんじゃないかと思ひます。

であればこそ、前回の委員会の中でも後藤議員からも、何でジュバの治安を説明するのにこんな真つ黒けのペーパーなんですとかという話がありましたが、あんなものを出している場合ではなくて、そもそも委員会が出してくれ、出してくれない以前の状態で、では、ジュバの治安情勢はこういう状況で、かくかくしかじかであるから、それは今の五原則も含めて問題がなく、ぜひ行つてくださいということを広く国民に対して説明をし、理解を得るという努力をちゃんと積み重ねるべきじゃないかと思うんです。そこがやはり甘いんじゃないかと思うんですよ、あの黒いペーパーそのものは。

おまけに、これはこの前段でも少し議論になったのかもしれませんが、これからかもしませんが、先日あの黒塗りのペーパーを受けて、きちんと、ジュバが比較的安定をしているというふうに考えるに至つた具体的なロジックを提出していただけたらということで、今、内々にもいろいろな御相談があるというふうには伺っています、内々にいただいて御相談の中で、幾つかちよつと抜粋して見てみれば、南スーダン全土に退避勧告を出していることからも、政府としても治安情勢が厳しいことは十分に認識しています。その後、以上の状況を総合的に検討し、ジュバの情勢が比較的落ちついているという政府の評価をうんたらかんたらという、そんな仮のペーパーが出てきたりもしているわけですよ。全然ロジックになっていないわけですよ。

有権者、国民の方々に、このジュバの状況も含めて、不安感であり、そこで具体的に何をやるか

ということをちゃんと説明をして理解を得るんだという真摯な態度を見せていただきたいんですよ。このペーパーの内容も含めてですが、そこはちゃんと努力していただけないか。

○稲田国務大臣 前回、後藤委員から示されたペーパーについては、私がジュバに行きました十月八日の時点のジュバの市内の情報について、やはりそれを開示することが自衛隊の、我が方の情報収集能力を開示すること、すなわち手のうちを開示することにつながるもので、ああいふた黒く塗つたものを提出したわけでありまして。

しかし、後藤委員からも、十月八日の時点だけではなくて、刻々と変わっていくさまざまな状況があるわけですから、出せるものは出すべきであるという御指摘があり、私も、我が方の手のうちにかかわらない部分についてはしっかりと国会の場にも提出をすべきであるということをお答弁申し上げて、理事会の協議となつたわけでありまして。

現在、さまざま、省との間で調整がなされていますが、今委員御指摘になつたように、出せるものはしっかりとした書面を出してまいりたいと考えております。

○神山(洋)委員 でないと、やはり現場の自衛官であり、それを送り出した御家族の方はやりきれないと思うんですよ。それだけのリスクをしょつて行つて、そして、それだけの不安感を持つ中で送り出し、でも世の中の方からはなかなか、それを頑張つてくれと言つてくれないわけじゃないかもしれないけれども、もつと多くの方に言つてもらいたいと思うのが人間だと思ふんです。

その環境をつくるのはやはり稲田大臣、大臣の責任ですよ。あんなペーパーで、説明できませんと言っているレベルでは全然足りませんよ。恐らくこれは、大臣は法律の専門家でいらつしやるから、論理であるとかロジックというものには、私がこの場でどうのこうの言うまでもなく、卓越されたものを持つていらつしやるんだと思ふんです。だとすれば、それをもつて、今回の件につい

て、多くの国民が安心できるような、そういうロジックを、ジュバの情勢の説明を含めてきちつと出すように、それはやはり事務方の方にもう一回指示を出していただきたいと思ふんです。

○稲田国務大臣 繰り返しになりますけれども、駆けつけ警護そのものは、施設隊がみずから対応できる範囲において、緊急的、人道的見地から行うものであつて、私は、今、ジュバの情勢をしつかりと見きわめた上で、訓練をしつかりした上で、今までのPKOの中でも要請があつたものを、今回、法的な根拠をしつかりとつくつたものでありますので、そういった面も含めて、テレビ、それから記者会見、また国会の議論の場というものはまさしく我が国の最高の言論の府でありますので、やつていきたいというふうに思つております。

今御指摘になつた資料についても、いま一度、出せるものはしっかりと提出をしていきたいと思つております。

○神山(洋)委員 大臣、見たかという話がありますが、ここではそれはあえて問ひませんが、きちつとやはり見られて、論理展開がきちつと通つていて、それが国民の皆さんに届くのかどうかという、そこを検証していただいた上で、ぜひ開示をしていただくことをこの場で要請をさせていただきます。

最後に、もう時間ありませんが、一点だけ。これも前回との関連で、残りはまだ以後の質疑にさせていただきますが、少し関連というか、一点だけ、前回答弁がなかつた点だけお伺いをさせていただきますか。

これは、北朝鮮の核兵器開発であり、ミサイル開発があつて、日本はアメリカの核抑止の中、一方で日本は、アメリカとも組みながら、ミサイルディフェンスによつて抑止体制をとっているわけですよ。

ここで伺いをさせていただきますことは実は幾つもあつたんですが、そもそも、北朝鮮に対し

ての核抑止論がどこまで成立するのか、ここは一つ議論があるところだと思ひます。相手が合理的であるという前提に基づいて初めて核抑止理論というのは成り立つわけですが、現在の北朝鮮体制がどこまで合理的なのか、これは幾つか議論の余地がある。ここはあえて問ひません。

一方で、では、核ミサイルに対しての抑止、拒否的抑止をどれだけ高めることができるかという意味で、それはSM3であり、PAC3でありというシステムを整えている中で今日本は防衛体制を整えてきたという現実がある中で、しかし、現実として、先日大臣からお話がありました、北朝鮮はこの一年で核実験二回、二十発以上のミサイル発射という形でやつているわけですよ。どこまで拒否的抑止が有効に機能しているのか、これも検証されるべきだと思ふんです。

その検証があつた中で、もしくはある以前からもある議論ですが、先日、問ひがある中で大臣から具体的な答弁がなかつたのは、では、そのこと一つを念頭に置いたときの、日本としてパワープロジェクション能力をどこまで持ち得るのか、持ち得るべきなのかという話です。いわゆる策源地攻撃の話です。

昔からこれは議論がありますが、これも先日の議論の中で、問ひはありましたが大臣から具体的な答弁がなかつたので、最後に一点、この点、策源地攻撃というもののそもその理論的な可否であり、これから考えたときに、どこまで具体的に考えるのかという、この基本的な見解をお伺いさせていただきます。

○稲田国務大臣 委員御指摘のとおり、我が国の弾道ミサイル防衛システムは、大量破壊兵器及び弾道ミサイル拡散の進展を踏まえ、弾道ミサイル攻撃に対して我が国民の生命財産を守るための純粋に防衛的な手段であり、我が国の安全を確保する上で不可欠なものとして整備を進めてきたものであります。

こういった弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、現在、防衛大綱、中期防に基づい

て、BMD能力を有するイージス艦の増勢、SM3ブロックIIA、PAC3 MSEといった能力向上型迎撃ミサイルの導入、さまざまな取り組みを行って、こういった取り組みは引き続き積極的に進めてまいります。

現行の防衛計画の大綱においては、北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえて、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図ることにいたしております。

具体的にいかなる体制をとるかについては、専守防衛、日米同盟の強化という大前提のもとで、国際情勢の変化に応じて、国民の生命と財産を守るために何をすべきかという観点から不断にさまざまな検討を行っていくべきものと考えております。

○神山(洋)委員 策源地攻撃についての見解を伺っています。

○稲田国務大臣 現行の防衛大綱においては、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図ることとしております。そして、専守防衛、日米同盟の強化という大前提のもとで、しかしながら、国際情勢は刻々と変化をしているわけであり、国民の生命、身体、財産、領土、領海、領空を断固守っていくために何をすべきかという観点からさまざまな検討を行っていくということでございます。

○神山(洋)委員 大変不満の残る答弁であります。また次の機会に議論させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○山口委員長 次に、青柳陽一郎君。

○青柳委員 民進党の青柳陽一郎でございます。今日は、三十分の時間をいただきました。ありがとうございます。

まずは、一般職の国家公務員給与法の実関係の方から伺ってまいりたいと思います。今回の人事院勧告に基づけば、公務員の給料は、月例給とボーナスともに三年連続で上がりま

す。三年連続で月例給、ボーナスとも上がる、こ

のような状況は過去いつ以来でしょうか。お答え

いただきたいと思っております。

○合田政府参考人 お答えいたします。本年の人事院勧告でございますが、民間におけます賃金引き上げの動きを反映しまして、月例給、特別給ともに引き上げの勧告となつてい

るところでございます。月例給につきましては、戦後、平成十三年まで引き上げが続き、その後、引き上げまたは引き下

げの勧告となつております。特別給につきましては、その時々々の民間における支給状況を反映した改定の勧告となつてい

るところでございます。月例給、特別給ともに三年連続の引き上げとする勧告を行つたのは、平成三年以来、二十五年ぶ

りということでございます。○青柳委員 平成元年から平成三年までの、二十五年ぶり。そのころはバブル期ということですね。バブル期以来、三年連続で上がるということ

です。次に、官民較差といいますが、民間の給与との比較の問題について伺いますが、国税庁の調査では、平成二十七年の民間の平均給与額は四百二十万。今回の人事院勧告のもとになっている一般国家公務員の平均給与額は六百七十万で計算されて

いる。大差があります。国民の感覚でいえば、四百二十万に近いんじゃないかなと思います。私は、地元を回っているとそういう声を多く聞きます

すけれども。○合田政府参考人 お答えいたします。給与につきましては、一般的に、職種のほか、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等が異なること

により水準が異なることになりました。したがって、公務員の給与と民間給与の比較を行う際には、単純な平均値で比較することは適当ではなく、職種、役職段階等の主な給与決定要素を同じくするものを対比させるラスパイルズ方式により

正確に比較を行うことが適切であると考えているところでございます。

○合田政府参考人 国税庁の民間給与実態統計調査につきましては、勤務時間の少ないパートタイムの労働者やアルバイト等の非正規労働者が含まれてい

ること、公務に類似する職員がいない現場作業員、販売員等の従業員が含まれてい

ること、一般的な給与決定要素である年齢、学歴等の違いが考慮されていない単純平均であることなどの点で人事院の職種別民間給与実態調査とは異なつてい

るところでございます。また、国税庁調査におけます民間の給与水準は国家公務員の給与水準と比べて一見低くなつてい

るところではございますけれども、民間の給与所得者は平均勤続年数が短いことや給与水準の男女差が大きくなつてい

ることも、この差が生じる要因となつてい

るところでございます。○青柳委員 今、後段の方で説明されたパートや非正規が入つてい

るというのを仮に抜いたとしても、四百八十四万九千円ですよ。だから、まだ開きが私は相当あると思

います。仮に今の抜いたとしても、まだ随分開きがあるんですね。簡単に言えば、人

勤の調査の方は、一部の企業のみを抽出して計算しているというふう

に言わざるを得ない部分があります。つまり、何が言いたいかというと、国民の感覚とはちよ

とずれてい

るんじゃないかということをお願いしておきたいと思

います。もう一つ伺います。○合田政府参考人 どれだけ経済状況や財政状況が厳しくても、人事院勧告があるから引き上げるんだ、これは一つの理屈だと思

いますけれども、ただ、過去に人事院勧告どおり

に給料が引き上げられなかった事例があります。これはいつで、なぜ人勤どおり引き上げられなかった

のでしょうか。○稲山政府参考人 お答えいたします。過去におきまして人事院勧告全体につきま

して不実施といたしたのは、昭和五十七年の例がござ

います。このときは、政府は、人事院勧告を尊重するとい

う基本姿勢は堅持しつ

つも、前年度に二兆五千億円の歳入欠陥が生じ、当該年度にお

きましても六兆円の歳入不足が見込まれるという

状況であつたことから、同年度に限って、やむを得ない臨時の措置として行つたものでござ

います。なお、昭和五十八年、五十九年には、五十七年

の不実施分を回復する過程で、当該年の勧告の一部実施という形

になつたものでござ

する等の観点から、一般職の幹部職員に準じて改定してきていて、どこでございませう。従来からそういう改定を行ってきいてるところでございませう。

○青柳委員 つまり、従来からやっている、ほかとのバランスをとるから引き上げるわけで、法的な根拠はないということがわかりました。

ここで、稲田大臣に伺いたいと思います。

今までの答弁でわかったことは、今回の一般公務員の給与引き上げは三年連続、月例給、ボーナスが上がるのは二十五年ぶりのことで、バブル期以来のことです。民間の平均給与と人勤が採用している平均給与は物すごく開きがある。国民感覚とはとてもずれていると言わざるを得ない状況ですね。そして、もう一点加えれば、財政状況です。人勤どおり引き上げられなかった昭和五十七年よりもはるかに今の方が財政状況は悪い、こういう状況です。

こういう状況の中で、今回、我々も法案自体に反対することはしませんが、人勤どおり公務員給与が引き上げられること、そして、それに合わせて、法的根拠のない総理や大臣、副大臣の給料、特別職の給料まで引き上げられるわけですか。

稲田大臣は、一つ前の大臣としては、行革、そして公務員制度改革担当大臣であつたわけですが、けれども、その経験も踏まえて、今の人勤の制度、あるいは大臣の給料も上がっていくということについて、きょうのこの答弁を踏まえて、大臣の見解を伺いたい、感想を伺いたいと思います。

○稲田国務大臣 今般の給与改定は、八月八日に行われた人事院勧告に基づいて行われるものです。人事院勧告制度は、憲法が保障しているところの労働基本権を制約されていることの代償措置として、国家公務員に対して適正な給与を確保する機能を有しているというふうに承知をいたしております。

政府においても、人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立つて、国政全般の観点から検討を行つ

た結果、勧告について判断し、公務員の給与改定に関する取り扱いについての閣議決定がなされており、国務大臣である私としても、人事院勧告制度を尊重する立場に立つております。

さらに、国務大臣の給与については、特別職の職員の給与に関する法律に基づき支給されるものであり、昨日、同法の一部を改正する法律が国会において成立したと承知をいたしております。

同法が成立したことにより、国務大臣のボーナスについては〇・一カ月分増額となりますが、私は、閣僚懇談会申し合わせにより、これまでどおり、月額給与及び期末手当の二〇％に相当する額を返納いたすことといたしております。

その上で、行政改革担当大臣としてどう考えるかということですが、不慮の歳出の見直し、すなわち、無駄は排除しなければならぬというふうな考えでおります。その意味において、民主党政権の中で行われた行政事業レビューも引き続きで、改善をし、無駄は排除していくという方針をとりつつも、やはり大きな財政再建という意味においては、切るばかりではなく、めり張りをつけ、さらには社会保障改革などの大きな改革を行っていくことによって、しっかりと財政再建を進めていくべきだということと考えております。

○青柳委員 それはそのとおりでしようけれども、人勤どおり引き上げなかった事例もあるわけですが、当時より今のの方が財政状況が悪いというのは大臣も理解するところだと思ひますし、実際、二〇％返納するというのは、自主的に返納するという形はとられていないでしようけれども、これは毎年毎年やっているわけですか。

毎年二〇％返納するのは、何で返納するんですか。おかしいと思うから、もろい過ぎだと思つていふから返納されているんですかね、基本的に。何で返納されるんですか。

○稲田国務大臣 委員が御指摘になったように、今の財政状況等を鑑みて、閣僚懇談会申し合わせで返納しているということでございます。

○青柳委員 御案内のとおり、安倍政権は二〇一

四年に消費税を五％から八％に、実際もう、一回引き上げているわけですね。そして、当時の三党合意にあった、引き上げるのであれば衆議院の定数削減と歳費の削減をやつていこう、政治改革と行政改革をやつていこうということでしたが、消費税はきちんと一回目は引き上げましたけれども、政治改革はとて進んでいと言えらる状況ではありません。そして、今御答弁いただいたとおり、やはりもろい過ぎだという意識があるもので二〇％返納する、こういうことを毎年毎年やっているわけです。

ですから、この際、人事院勧告制度、あるいは行革、財政の健全化、例えば公務員の給料は国家財政とリンクさせるとか、労働基本権の話が出ましたけれども、労働基本権を付与した上でこの人勤制度を変えていくとか、そういう取り組みが私はもう必要なんだろうと思ひます。どう考えても、今の国民感覚からして、三年連続で月例給もボーナスも上げる、特別職、総理とか大臣とか副大臣はそれがおかしいから二〇％を返納するというのを毎年続けているというのは、明らかに制度と実態が合っていないんではないかと思ひます。

こうしたことを、ぜひ、安倍内閣の重要閣僚であり、さらに、行革、公務員制度改革担当大臣を経験されている稲田大臣が問題提起をして、リーダーシップをとつて、この人勤制度、明らかに現状と合っていないんですから、少し変えていくという提言をされるということについてはどう思ひますか。

○稲田国務大臣 国家公務員制度改革を進め、また内閣人事局を設置する過程において、この労働基本権の問題はさまざま議論がなされたわけでありませう。しかし、現時点において、労働基本権が制約されている現状において、代償措置として国家公務員に対して適正な給与を確保する機能を有している人事院勧告制度は、私は維持すべきだというふうに考えております。

○青柳委員 ちよつと、これだけ実態とずれてい

係もありますので、次の質問に移つてまいりたいと思ひます。

自衛隊員の新任務の手当について伺いたいと思ひます。

昨年の安保法制改正の国会の議論の中でも当時の中谷大臣は答弁されていましたが、改正により拡充される任務に従事する自衛隊員に対して、その任務にあふわしい手当と補償を実施するとの方針だという答弁がありました。

既に安保法制というのは施行されていて、さらに、今週十五日、おとといには実際に新任務が付与されることが閣議決定されました。実際に新任務が付与された。予定では二十日から現地に十一大隊の第一陣が行く、こういう状況です。

防衛省の資料によると、平和安全法制に係る手当というのがありますけれども、その中に、安全確保業務及び駆けつけ警護というところがあります。これはまだ検討中と記されていますけれども、どのような検討状況になつていますか。

十一大隊、新任務が付与されることが決定されているんです。これまでは、新任務に対してしっかりとした手当を行つていくんだ、これが答弁でしたけれども、今回の南スーダンPKO第十一大隊に対して、安全確保業務及び駆けつけ警護についての手当はどこまで決まっていますか。

○宮島政府参考人 お答えいたします。このたび派遣されます十一大隊につきましては御質問でございました。

国際平和協力手当てにつきましては、PKO法上、第十七条第一項において、「国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質に鑑み、国際平和協力手当を支給することができる。」とされております。従来から、派遣先国の勤務環境や業務の特質を考慮し、総合的に判断して決定してまいりました。

御指摘のとおり、十五日にいわゆる駆けつけ警護という新たな任務の付与が閣議決定をされまし

た。まさにこれを踏まえまして、国際平和協力手
当についても適切に検討していきたいと考えてい
る所存でございます。

○青柳委員 いや、ですから、いつまでに検討結
果を出すんですか。南スーダンPKO、駆けつけ
警護をやるか決まっていますね。いつまでに決め
るんでしょうか。

○宮島政府参考人 その点も含めまして、適切に
検討してまいりたいと思っております。

○青柳委員 こういうことは通常あるんでしょう
か。

例えば、アフリカに大使館や領事館があります
し、それが新設されることもあります。そこに職
員が赴任する、赴任してもらおう。そのときに、
やってみないとわからないから手当は行つてから
決めるということはあるんでしょうか。

これは外務省に伺います。

大使館や領事館が新設される、そこに予算申請
があつて、それが決まりました、実際に、では赴
任地に行つてもらおうというときに、手当は後か
ら決まるということはあるんでしょうか。お答え
いただきたいと思ひます。

○大菅政府参考人 手元に資料がございません。
お答えが直ちにできません。

○青柳委員 では、通常あるかどうか、教えてく
ださい。そういう事例を、では知っているかどう
か。

領事館が新設される、あるいは大使館が新設さ
れる、そこに赴任する、その人の手当は後で決め
る、こういうことが通常あるかどうか。あるい
は、そういうケースを知っているか、知らない
か。

○大菅政府参考人 申しわけございません。
改めて、きちんとお調べした上で御説明させて
いただきたいと思います。

○青柳委員 委員長、それでは、委員会に、そう
いう事例があるのか、ぜひ提出をお願いしたいと
思います。

○山口委員長 理事会で協議します。

○青柳委員 通常はあり得ないんじゃないかと私
は思いますよ。しかも、今回はPKOで新任務が
付与される、これはとても大きなことでした。そ
れにもかかわらず、その手当は今検討していて、
いつまでに決めるかということすら明言されませ
ん。大臣、これでよろしいんでしょうか。

○稲田国務大臣 今委員が御指摘になった点も踏
まえ、検討をしているところだと承知をいたして
おります。

○青柳委員 検討、検討という答えばかりなん
ですが、早急に結果を出していただく方が私はい
いんでしょうか。

では、医官が今回四名行かれるんですか、一人
ふやして四名行かれるということですか。でも、
医官の処遇、手当というのは変わるんでしょう
か。その検討の対象に入っているんでしょうか。
お答えいただきたいと思ひます。

○宮島政府参考人 現在、南スーダンに派遣され
ております自衛隊の要員につきましては、職種を
問わず、業務を行った日一日につき一万六千円が
支給されているところでございます。

今委員御指摘の点につきましては、まさに今後
検討を行つていくということでございますので、
現時点で予断を持つてお話しすることはできな
いです。

○青柳委員 それも検討ということでした、きよ
うの質疑ではこれ以上答えが出そうもないからこ
れでやめますけれども、ぜひしっかり検討結果に
ついて委員会報告いただきたいと思ひており
ます。

もう一点。本日、神山議員の方から、自衛官の
定員と充足率のお話、そういう議論がありました
けれども、私は、前回のこの委員会の質疑で申し
上げたんですけれども、医官の充足率についても
指摘をさせていただきます。

その中で、大臣の答弁の中で、自衛隊衛生部門
の機能強化、自衛隊医官の離職防止に取り組ん
でいく必要性、これは大臣も述べられて、その上
で、自衛隊医官の離職防止にはもう既に取り組ん

でいるという答弁で、ポストを増設する、ある
いは自衛隊病院の一般開放、外部医療機関での兼
業、兼職の推進、こうしたことでもう既に取り組
んでいるんですという答弁がありました。

では、実際に、医官の充足率や離職率、これに
変化はあるんでしょうか。お答えいただきたいと
思ひます。

○稲田国務大臣 前回お答え申し上げましたこと
と重なる部分もありますが、離職防止策として
は、将官ポストの増設、自衛隊病院における部外
者への診療の推進、医官の集中配置による自衛隊
病院での診療機会の増加、医官の外部医療機関で
の兼業、兼職の推進などを行うとともに、若手医
官に対しては、専門研修の期間延長や、若手医官
も参加できる医学研究の機会の充実などに取り組
んでいるところでございます。

このような離職防止に係る総合的な取り組みを
実施している中、平成二十八年四月における医官
の充足率は七九・六％と、平成二十四年四月の七
四・〇％と比べて五・六ポイントふえており、若
干ではございますが、改善傾向にあると考えてお
ります。

引き続き、医官の離職防止に努め、自衛隊の衛
生部門がしっかりと機能するように注力してまいり
ます。

○青柳委員 取り組みの成果が一応は見られると
いうことでございましたので、ぜひそれは今後も
注視していただきたいと思ひます。

前回の質疑でも申し上げましたけれども、我々
は、十五日の夕方、自由党と共同で、自衛隊員の
救急救命法というのを衆議院に提出させていただ
きました。こうした観点については、自衛隊員の
安全、自衛隊員の命をしっかりと法律で担保すべ
きであるという意見に対しては、稲田大臣も重要性
を認識していただけて共有していただけたことは
我々も評価させていただきますけれども、ぜひこ
の自衛隊員の救急救命法について議論していき
たいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ちょっと時間が一分ぐらい残っているんですけ
れども、きょうも、質問通告、いろいろまだ残つ
ていますが、一分では何もできないので、この辺
で終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○山口委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

法案については、国家公務員全体の給与引き上
げの一環であり、賛成であります。

きょうは、米軍伊江島補助飛行場の問題につ
いて質問をいたします。

伊江島補助飛行場は、沖縄本島北部の本部半島
から北西九キロメートルの伊江島にあるアメリカ
海兵隊の飛行場、訓練場です。米軍占領下の強
制的な土地の取り上げによって構築された基地が島
の面積のほぼ三分の一を占め、基地の中に四百戸
近い住宅や農地が所在する状態になっています。
米軍のハリアー攻撃機やC130輸送機、オス
プレイなどによる離着陸訓練、SACO合意に
よって集約されたパラシュート降下訓練、物資投
下訓練などが行われ、住民は、昼夜を分かたぬ騒
音、施設・区域外への米兵や物資の落下、コーラ
ル滑走路が巻き上げる粉じんによる葉たばこへの
被害など、悩まされております。

まず、騒音被害について伺いますが、二〇二
二年に普天間基地にオスプレイが配備されました。
それ以降、伊江島補助飛行場での騒音発生回数
はどのように推移しているか、明らかにしていた
いただけますか。

○深山政府参考人 お答えいたします。
防衛省は、伊江村から航空機騒音測定の要請を
受けまして、同村真謝区及び西崎区に航空機騒音
自動測定装置を設置いたしました。二十四年十月
から測定を開始いたしております。その結果につ
いて御報告いたします。

御指摘の真謝区における測定結果については、
六十デシベル以上の騒音が測定された、年度ごと
の年間騒音発生件数でございます。

二十四年度は設置後の十月からになります
が、十月から翌年三月までの間に一千四十三回、二十

五年度は、年度一年間で一千三百十二回、二十六年度は一千五百七十一回、二十七年度は三千百九十九回、二十八年度は、今年度でございます、九月分までのデータでございますが、八百七十六回と測定されておるところでございます。

○赤嶺委員 うち、夜間の飛行についてはどうですか。

○深山政府参考人 失礼いたしました。

そのうち、夜間、深夜から早朝ということで、二十二時から午前七時までの間の騒音発生件数のデータをとりあげますが、これによりまして、二十四年度、先ほど申し上げました、十月から翌年三月まででございますが、二回、二十五年度は六十二回、二十六年度は七十一回、二十七年度は七十一回、二十八年度、先ほど同じでございます、九月まででございますが、五十九回観測しておるところでございます。

○赤嶺委員 二〇一六年度は九月までと言いましたが、間違いありませんか。

○深山政府参考人 当方の手元のデータによりまして、九月まででございます。

○赤嶺委員 私たちは七月までというぐあいに情報を得ているわけですが、ただ、今の答弁にありましたように、オスプレイが配備されて以降、騒音被害は年々悪化しています。住民からは、負担軽減どころか、伊江島では訓練が激化している、オスプレイの重低音は地響きのように感じる、午後十一時過ぎまで訓練しており、腹が立つなどの怒りの声が上がっています。

防衛大臣に伺いますが、普天間基地にオスプレイが配備されて以降、伊江島の騒音被害が悪化しているという事実はお認めになりますか。

○稲田国務大臣 平成二十四年から二十七年まで悪化をしております。二十八年は、九月までの回数とすれば、昨年の三千百九十九回に比べますと、二十八年度は、九月までになります、八百七十六回ということでございます。

○赤嶺委員 そういう場合は、途中経過で去年とは単純には比べられないという、普通は、官僚

だったらそういう答弁をするんじゃないですか。軽減しうたという、そんな根拠のない話じゃないと思います。

いずれにしても、悪化しているわけです。とりわけ、午後十時以降の訓練が常態化していることです。先ほどの答弁にありましたように、毎年六十回から七十回の騒音が測定されています。

私は九月に伊江島を訪問いたしました、その際にも、西崎区の公民館で儀間区長にお会いいたしました。ここには幼い子供もいるし、健康を害している人もいる、こう話して、騒音やあるいは粉じん被害のすさまじさについて、るる語っていただきました。

伊江島で十時過ぎまで訓練をしているということは、伊江島で訓練が終わったら、そのオスプレイは普天間に帰るんです。ですから、それよりも遅い時間に普天間に戻ってくるということであります。

日米両政府は、普天間基地へのオスプレイ配備に際して、午後十時から午前六時までの飛行を制限することを含めて、騒音規制措置を遵守すること、夜間飛行訓練を最小限にすることを再確認しております。

しかし、実際には深夜の訓練が常態化しているわけです。飛行制限が米軍の運用に支障がない範囲に限られ、米軍の判断に委ねる仕組みになっているからです。ここに手をつけられない限り、現状を改めることはできません。

防衛大臣に伺いますが、これは通常の訓練です。緊急事態への対処というわけでもありません。今の日米合意は見直して、深夜、早朝の飛行訓練は禁止する方向で米側と協議する考えはありますか。

○深山政府参考人 まず事務方から御答弁したいと思います。

現在の騒音協定につきましては、先生が御指摘のとおり、運用に支障がない限りということが入っております。夜間については行わないこととなっておりますが、そういうフリーズが入っております

承知しております。これにつきましては、我々もいたしましては、米側に対して交渉した結果、そうした、夜間は原則行わない、ただ、運用に支障がない限りという現在の枠組みを築き得たと思っております。

米軍の、軍事組織でありまして、運用ということとはやはり重視されなければいけないと思いますが、その上で我々は、住民に支障がないように、これまでも累次、地元の声も伺いまして申し入れをしてまいりましたし、今後とも申し入れをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○赤嶺委員 いや、住民の生活に支障が出ているんですよ。支障がないように深夜、夜間の飛行訓練が両立できるはずはないですよ。だから大臣、今のようないくどい合意は生活優先で見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○稲田国務大臣 航空機騒音の軽減は大変重要な課題と認識をいたしております。したがって、原則規制という合意も、そして、それをしっかりと守っていただく必要があると思います。

累次の機会に米側に対し、その影響を最小限にとどめるよう申し入れるとともに、米側と密接な連携を図りながら、騒音の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 米軍が日米合意を守っても支障が出ているんです。生活に被害が出ているんです。だから、それを見直してほしいということを申し上げているわけです。住民の生活よりも米軍の運用を優先する姿勢は絶対に認められません。

その伊江島飛行場で、米軍自身による新たな施設整備が進められています。

ことし八月から、強襲揚陸艦の甲板に見立てたLHDデッキと呼ばれる着艦訓練施設の改修工事が進められています。現在のアルミ板を剝がしてコンクリートにかけ、面積も長さも二倍に拡張する計画とされています。

防衛省は、LHDデッキの整備目的と内容、使用機種や使用頻度について、米側からどのような説明を受けていますか。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。伊江島補助飛行場においては、揚陸艦の甲板を模擬したヘリ等の訓練用の着陸帯、御指摘のとおりLHDデッキと申しておりますが、この老朽化に伴い、現在、米側が独自に改修工事を実施しております。昨年十月ごろから文化財調査を開始し、本年八月二十二日から工事に着手しているものと承知しております。

米側からは、今、一部委員から御指摘ありましたが、アルミ製のLHDデッキをコンクリート製に変更するとともに、管制塔や灯火システムを改修するという説明を受けております。平成二十九年九月末に工事完了の予定であるとの説明を受けております。

そのほか、補修後の使用機種、使用頻度については、現在、米側に我々からも問い合わせられているところでございます。これにつきましては、情報が見え次第、地元に対して御説明してまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 滑走路が拡張されて非常に強固な滑走路がつくれる。それに対して、何のためだろうという不安が地元にも広がって、伊江島の村長が何度も、使用機種を教えてください、あるいは、どんな頻度で使うのか教えてください、あるいは、米軍は教えてくれない、防衛局も、問い合わせても答えてくれない、こういう状態ですが、地元では、米軍が作成した工事概要の資料があります。そこには、LHDデッキとあわせて、CV22オスプレイとF35戦闘機のための駐機場を整備することが明記されています。

実際、CV22は来年後半から横田基地に、F35戦闘機は来年一月から岩国基地に配備が開始されようとしているわけです。しかも、CV22の環境レビューは、沖縄で訓練を行うことを明記しています。MV22オスプレイの環境レビューでは、想定される使用回数も明記しております。にもかかわらず、なぜ使用機種も使用頻度も明らかにしないんですか。米軍は、明らかにできない理由をどのように説明しているんですか。

○深山政府参考人 C V 22 オスブレイ、そして F 35 B につきましては、我が国に配備の予定があるということについては御指摘のとおりでございます。

C V 22 につきましては、沖縄の訓練場における訓練の実施を想定している旨は米側から説明を受けておりますが、いずれの機種におきましても、現時点において、沖縄で具体的にどの場所でのように訓練するかということにつきましては、我々もまだ情報を得ておらないところでございます。

これにつきましては、引き続き、米側に対して情報提供を求めてまいり、得られた情報については地元に対して御説明をするということに努めてまいりたいと思っております。

○赤嶺委員 何か、これが独立国の政府かという思いを抱かざるを得ません。

伊江村の島袋村長は、ことし九月にも沖縄防衛局を訪れ、米軍予算といえども情報提供がないままに着工されたことは遺憾だと滑走路の工事が始まったことに遺憾を表明して、工事内容が示されないままに工事されるのは看過できず、工事の中止を求めてまいりました。その立場に変わりはないということを経度も村長は繰り返しております。

地元の協力は得られていないどころか、不安が拡大していくばかりであります。米軍予算であっても、周辺住民の生活に重大な影響を与える計画です。にもかかわらず、日本政府が照会して初めて小出しに説明がされ、しかも、肝心の、どういう運用がされ、住民生活にどういう影響を与えるかが説明されない、そういう現状というのは許されないことだと思いますが、大臣はどのように認識しておりますか。

○稲田国務大臣 在日米軍が米軍施設・区域内において発注し実施する工事、米軍の工事については、原則として、米軍において独自に実施され、必ずしも日本側に個別具体的に通報があるわけでは

ありません。しかしながら、今委員御指摘のとおり、しっかりと地元の皆さん方の理解を得て進めていく必要があるというふうに私も思います。

他方、米側とは平素からさまざまな意見交換を行っており、このような米軍工事についても、情報提供を求め、得られた情報は関係自治体とも共有するように努めているところです。また、米軍工事が米軍施設・区域周辺の公共の安全または財産の保全に何らかの影響を及ぼすおそれがある場合は、事前に米軍から日本側に通報することになつております。

御指摘の L H D デッキ整備についても、防衛省としては、地元の伊江村の懸念に因應するために、改修工事の内容、工期、計画内容の情報提供を求め、できる限り地元で説明していきませんが、今後とも、米側と緊密に連携しつつ、地元の皆さん方の御不安がなきよう、丁寧な対応に努めてまいります。

○赤嶺委員 今の大臣の答弁によつて事態が少しでも変わるとはとも思えません。従来の延長線上だからであります。こんな腰の引いたやりとりでは、本当に基地周辺の住民の生活はたまたまなと思うんですよね。

今度の場合、C V 22 というのは、これは機種変更ではないわけですよ。新しい機種への更新ではありません。新規配備ですよ。沖縄でも訓練が行われます。

政府は沖縄の負担軽減を進めると言いますが、C V 22 について沖縄のどこかで訓練をすると言うけれども、これは明らかに負担の増大ではありませんか。ましてや、伊江島でやるというような工事の概要の図面も出ているんです。これは負担の増大ではありませんか。

○深山政府参考人 お答え申し上げます。沖縄県の基地負担の軽減につきましては、各種方策を講じてきておるところでございます。

C V 22 につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、具体的な訓練頻度等につきましてはまだ我々も情報を得ておりませんが、それは御

説明してまいりたいと思っております。そのほか、一方では、例えば普天間基地の K C 130 を岩国基地に移駐を図るなど、これまでも努力をしてきておるところでございます。

そうした努力もあわせまして、できる限り沖縄の負担軽減が進むようにこれからも努めてまいりたいと考えております。

○赤嶺委員 空中給油機を岩国に移した、負担の軽減はやつたと言いますけれども、伊江島に来て訓練しているんですよ、空中給油機も。移した、移したといつて、訓練場所は伊江島とか沖縄県内であつて、これは何で負担軽減ですか、こんなのが。見せかけの話ですよ。

政府の説明に全く逆行する事態であります。C V 22 が沖縄で訓練を行うということは、場所が限定されていきます。現在建設を強行している高江のオスブレイの着陸帯を含めて、北部訓練場でも訓練が行われる可能性があるということですか、大臣。

○深山政府参考人 繰り返しの御答弁で恐縮でございますが、C V 22 の訓練を沖縄で行う場合にどの訓練場で行うかについて、先ほど申し上げましたように、まだ我々は米軍から詳細な情報を得ておりませんので、それにつきましては引き続き米軍に確認を求めてまいりたいと考えております。

が、現時点では、北部訓練場にて訓練を行うかどうか、確たる情報を得ておりません。

○赤嶺委員 これは、まことに恐縮でございますがという枕言葉をつけて恐縮しているように見せておりますが、悪質ですよ。現に、沖縄で訓練すると環境レビューに書いてあるじゃないですか、C V オスブレイは。それを、M V のオスブレイのときと同じような態度をとる。全く県民には知らせないで、来てみたら大変な負担が、先ほど言ったように増大をしていく。

高江の着陸帯はオスブレイの着陸帯ですよ。M V も使います。C V は絶対使わないということを断定できますか。

○深山政府参考人 繰り返しになってまことに申

しわけないんですけれども、先ほど言いましたように、C V が沖縄で訓練するとして、どこでどのように訓練するかの詳細についてはまだ情報を持っておりませんので、先ほど申し上げましたように、北部訓練場で行うのかどうか、どれくらいやるかということについては、申しわけありませんが、現時点では具体的な情報を持っておりませんので、確たることは申し上げられません。

○赤嶺委員 いや、ですから、オスブレイが訓練する場所というのは伊江島とか北部訓練場なんです。北部訓練場を使わないでどこでやるんですか。北部訓練場を使わないでどこでやるんですか。否定しないんですか、これは。使う余地があるんですか。いかがですか。

○深山政府参考人 先ほど累次御答弁したような我々の情報の状況でございますので、今、使わないうと断定すべしという先生の御指摘でございますが、私ももといたしましては、今、確実に使うという情報もありませんが、使わないうと申し上げるだけの情報を持ち合わせておりません。

○赤嶺委員 沖縄のオスブレイの訓練場は全て可能性があるわけですね。可能性があると書いていますよ、オスブレイの訓練場で訓練をやるか書いているわけですから。

この間、二〇〇七年の環境アセス、北部訓練場をつくるときの環境アセス、自主アセスだ、環境に配慮した、環境破壊はあり得ないと言ってきた、その後三回もアセスを変えて乱暴な工事が行われている、その二〇〇七年の環境アセスには、オスブレイによる評価が行われていません。皆さんが明らかにしなかったからです。

先週の十一月に、沖縄県と東村、国頭村が連名で、オスブレイの配備撤回と北部訓練場における環境影響評価の再実施を政府に求めることを明らかにいたしました。

これに関連して、大臣、私からも求めたいものは、M V 22 の再評価とあわせて C V 22 についてもやるべきではないかということが一点。それから、二〇〇七年当時は一機の C H 53 ヘリ

で環境評価が行われていますが、高江では、複数のオスプレイによる編隊飛行訓練が行われているんです。ことし六月にも、三機のオスプレイが夜間に高江の集落上空で旋回飛行を繰り返しました。複数機による評価を行うべきではないかという点も一つ。

以上二点について、大臣の見解を求めたいと思いますが、いかがですか。

○深山政府参考人 まず、私から一点御答弁申し上げます。

今、二〇〇七年の環境アセスにおいては、一機のみで評価であったという御指摘がございました。CH53という、当時米軍が使用したヘリコプターの中で一番騒音レベルが大きいものを対象といたしましたのは事実でございます。

その上で、この予測評価に当たりましては、隣接するN1地区の二カ所、G地区及びH地区の計四カ所のヘリパッドにおいて同時にCH53Eを用いた、CH53Eを用いてアセスしたんですけれども、用いた訓練を行うものと想定しておりました。我々は今の御指摘と異なった評価をしていると理解しております。二機以上が同時に飛行した場合の騒音についてもこのアセスの中で評価をしており、まず、その事実は申し上げさせていただきます。その上で、我々としたしましては、今後、オスプレイ等につきましても、工事の後、適切に事後評価を行うことによって環境への影響をはかっていく、これまでも申し上げていますが、そうした方針をとりたいてと考えているところでございます。

○赤嶺委員 もう終わりますけれども、オスプレイじゃなくてヘリを二機飛ばして、二機のオスプレイの評価もできているとか、実際には三機編隊で飛んでいるわけですよ。それでも評価はできているとか、そんなむちゃくちゃなやり方で、本当にこれで日米安保条約を守るといふ責任感があるのか。そういう日米安保容認の皆さんの政治姿勢を厳しく指摘して、質問を終わらせていただきます。

○山口委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田豊委員 一昨日は初めてでしたので、非常に皆様に助けていただいて、質問させていただきました。攻めの安全保障の身は守りの強化にあるというのはおもしろいフレーズだが、吉田の質問は全く攻めがなかったね、こういうふうにとらわれたので、きょうは少し攻めてみたいと思っております。

議題になっております職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案ということでございますけれども、我が党といたしましては、基本的に給与体系、さまざまな公務員の給与について、やはり今改めてさまざまな観点から見直さなくてはならない、こういう時期に来ているのではないかと、これが大きな問題意識でございます。

そして、当然、自衛官に対しても独自の給与体系というものが要だ、このように考えておるわけでございます。

その中で、現行の制度について、まず確認させていただきたい。質問をさせていただきます。

自衛隊を退役された方々に隊友会という会がございますけれども、その方々の意見の提言、そのようなものも参考にさせていただきながら質問をつくらせていただきます。

本日の委員会の中で、防衛大臣の方から、めり張りをつけた考え方が必要だ、これも非常に重要なお考えだ、こういうふうには思っております。

まず、現行の給与体系について。これは、さかのぼりますと、警察予備隊創設時に警察に準じた給与制度を導入した、そして、現在までこれは基本的に踏襲されているというふうには理解しておりますが、この考えでよろしいかどうか、お聞きしたいと思っております。

○鈴木政府参考人 自衛官の俸給につきましては、先生御指摘のとおり、昭和二十五年の警察予備隊発足時から、職務の類似します一般職の警察の俸給を基礎に、勤務体制の特殊性を考慮した俸給としております。

また、手当につきましては、一般職の職員と同様に支給される扶養手当などのほか、特殊な任務に従事する自衛官につきましては、その特殊性を考慮して、特別な手当、例えば落下傘隊員手当等を支給しております。

このように、防衛省職員の給与制度は、基本的には一般職公務員の給与制度に準じつつ、職務の特殊性があるものにつきましては防衛省独自の制度を設けることで、信頼性、公正性を確保してきているところでございます。

○吉田(豊)委員 今ほどの落下傘何とかというのは、具体的に何のことをおっしゃっているんですか。

○鈴木政府参考人 落下傘部隊に配属される隊員が落下傘降下するに際して手当が支給されるものでございます。

○吉田(豊)委員 そうしましたら、警察予備隊のところから警察に準じた給与制度が始まっているという理解のもとに、自衛隊の給与制度自身を警察に準じたものとして現行まで進んでいる根本の理由、それをお聞きしたいと思います。

○鈴木政府参考人 先ほどお答えしましたように、昭和二十五年に警察予備隊が発足したときに、警察予備隊員の職務に類似した職務として、一般職の警察官が適当だと判断しまして、それを基礎にしまして、ただし、それをそのまま持つてくるのではなくて、自衛官の特殊性を考慮して、のとしておりますので、その結果として、超過勤務手当相当額につきましては俸給に組み込むなど、特殊性を考慮した俸給体系としております。

○吉田(豊)委員 そういう意味では、当初から、さまざまな改良といえるのか、変更を加えているということになると思うんですけれども、根本の話として、警察予備隊という存在から、現行の自衛隊が行っている活動というものは非常に現時点では変わってきているという部分もあると思うんです。ですから、そういう部分について、さまざまな手当を加えるという考え方でいいのかと

うかというところも、非常に今後考えていく部分ではないかなと私自身は思っております。

続いて、自衛官の階級について、十七区分というふうにお聞きしましたけれども、各階級について、階級差に見合う適切な給与格差を設定することが果たして現場の感覚からするとできるのかどうかというところが、私は疑問を感じています。具体的に、格差を設定するところができているのか、あるいは、できていないとすれば、これを何か問題点として捉えて、どのように改良していくかというふうには考えるか、このことについて確認したいと思います。

○鈴木政府参考人 自衛官の階級につきましては、先生が御指摘しました十七区分というのは、まだ生徒の階級であった三士がなくなったところございまして、現在、三士が廃止されておりますので、十六区分でございます。

そのうち、将補と一佐につきましては、俸給表上さらに細分化しておりますので、自衛官俸給表につきましては、将から二士までの階級を基準としまして十九の区分を設けていただいております。そして、それぞれ適切な見合った金額を定めておりまして、それぞれの職責に見合った適切な水準の給与が定められていると考えております。

○吉田(豊)委員 私は常々、一般の感覚でお聞きするとおっしゃるんですが、自衛隊が現場でさまざまな作業をするときに、十九区分という私の想像以上の細かい区分になっておりますけれども、これが適正に一つ一つの区分について給与に反映する職務になっている、このような認識だということではよろしいでしょうか。確認させていただきます。

○鈴木政府参考人 お答えします。

先ほど申し上げましたように、階級よりさらに細分化して細かく定めておりますので、それぞれの職責に見合った適切な水準の給与を定めていると考えております。

○吉田(豊)委員 続けて、この自衛官の俸給表に

つきましては、行政官の俸給表、公安職の俸給表、それから指定職の俸給表、これを基準にして決定されており、そして、給与の改定についても基本的には一般職に準じている、こういう理解でよろしいかどうか、まずこれを確認したいと思ひます。

○鈴木政府参考人 俸給表の改定につきまして、一般職に準じて行っております。

○吉田(豊)委員 一般職に準じて行われている、こういう状況だと確認させていただきました。

この場合において、昇進のあり方について私は少し感じるところがあるんですが、一般職同様の問題点、具体的に申し上げますと、同じ級の仕事でも、ほぼ全職員の給与が毎年上がり続けている、いわゆる年功序列の賃金になっている、これが今さまざまなところでの現状であり、大きな問題ではないかと思うわけです。

そして、特に、今回問題にしている自衛官関係になれば、当然その現場現場での働く力、能力という点についても差が出てくるだろう、これが現実だろうと思ひますので、このことについての実態と、給与と制度についてどのような判断をなさっているか、お聞きしたいと思ひます。

○鈴木政府参考人 先生御指摘のとおり、自衛官の俸給表については一般職に準じた形で改定をしておりますので、基本的には一般職と同様な考え方で行っております。

昇給につきましても一般職と同様の考え方で行っておりますが、今の制度の範囲におきまして昇給幅に段階を設けるなどめり張りのある昇給をしまして、実際の職責、それから実際の勤務実態に応じて比較的めり張りがつくような形で行っておりますところでございます。

○吉田(豊)委員 大臣にお聞きしたいんですけれども、今のところの、年功序列にならないようにするために幾らかのさまざまな判断を含めて行っているということなんですが、このめり張りというところからすると、稲田防衛大臣になられまして、そして現場も当然幾つも確認されていると思

うんですけれども、こういう現状、現場の状況を見られたときに、やはりここをもう少しはつきりと独自のめり張りのきいた給与を、評価する体系、給与表にすることによって、より現場でのモチベーションも上がるだろうし、それから、はつきりとした、人件費についての明確な方針というものも出てくるのではないかな、こういうふうにいるんですけれども、改めて、このような考え方について大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○稲田防衛大臣 先ほど局長から答弁申し上げましたように、一般公務員の給与と制度に準じつつも、やはり自衛官の職務の特殊性があるものについては、ある意味めり張りというか、防衛省独自の制度を設けております。

先ほど、特別な手当として落下傘隊員手当を申し上げましたが、そのほかにも、乗組手当、航空手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当など、その職務の特殊性に着目して手当を支給しておりますので、そういった独自の制度を設けていることによつて信頼性、公正性を確保できているというふうに思ひます。

また、昇給についても、成績に応じて昇給幅に段階を設けて、めり張りのついた給与となるように努力をしております。

いずれにいたしましても、自衛官の給与体系については、引き続き、一般職の国家公務員の給与改定に準ずることを基本としつつ、その任務の特殊性等を踏まえて、適切な処遇になるよう努力してまいりたいと考えております。

○吉田(豊)委員 今ほど、さまざまな手当というものが今設定されていて、それによつて実際の現場の自衛官の方々の努力あるいは仕事と見合う俸給体系が、整合があるというふうなお考えだというふうな理解をさせていただきましたけれども、その手当というものは、実際、危険な業務をするから、危険という意味では訓練であれ何であれですよ、そういう意味からの手当というものに限られるのか。手当というものの位置づけについては根本的にどのように理解すればいいかということをお聞きしてよろしいですか。

○鈴木政府参考人 自衛官に支給される手当につきましては、その勤務内容の特殊性を勘案しまして、勤務環境それから任務の困難性、そういった特殊性を考慮して個別具体的に定めておるところでございます。

○吉田(豊)委員 そこで、自衛官の手当について、防衛出動手当というものが導入されて十三年経過しているということなんですが、この手当の額に係る政令がまだ制定されていないという状況だとも確認させていただいておりますが、まず、これについては事実なんですか。

○鈴木政府参考人 防衛省職員給与等の法律の第十五条に規定されています防衛出動手当につきましては、規定自体は平成十五年に設けられたものでございます。

内容的には、防衛出動が下令された場合においては、防衛出動手当として、政令で定める額の防衛出動基本手当と防衛出動特別手当が支給されることになっております。

このうち、防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給する手当であり、防衛出動特別手当は、防衛出動時における戦闘またはこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給する手当となっております。

これらの手当の対象となる勤務の危険性や困難性は、発生する事態の態様によりさまざまな強度のものがあると考えられているところでございます。現時点において当該危険性について適切に評価することが難しいため、防衛出動を必要とする時期が近づいた段階で手当の額等について慎重に検討することが適当であると考えております。

○吉田(豊)委員 非常に難しい答弁だったんじゃないかなと思ひますが、まず、危険が近づいてきた段階でとおっしゃる意味は、この手当の額とかについても危険が近づいた段階で考える、そういう理解なんですか。

○鈴木政府参考人 先ほど申し上げましたように、その手当を定める基本となる考え方は先ほどの勤務の危険性や困難性でございますので、これはやはり個別具体的に判断しないとなかなか手当の妥当な額というのを定めるのは難しいと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、そういうものがある程度判明した段階で検討することとなるかと思ひます。

○吉田(豊)委員 勤務の困難性ですとか、いろいろなことをおっしゃいましたけれども、そういうものというのは、当然、こういう事態を想定した平生の訓練があるわけですね。そして、それについて、訓練にも難易度があるし、それからそれに對して危険度もあるというのは当然、当たり前の感覚で判断できることだと思ひます。

そして、いざ本場に事が起こった場合というのは、それは起こった後について、何がどういう状況だったか、そのことをプラスで勘案する、手当をする、そういうことであれば理解できますけれども、今回の設定される考え方からすると、防衛出動手当を導入している、こう言っているのに、それについて現時点で、やはり事が近づいてきてからという考え方自身が私は理解できないんですけれども、改めて御答弁いただけますか。

○鈴木政府参考人 先ほど、必要とする時期が近づいた段階と申し上げましたが、要するに、危険性と困難性がある程度判明した時点ということと考えております。

○吉田(豊)委員 済みません、それはそのとおりだと思いますけれども、それが近づいた段階でというのはいまだ直近の話なんです。備えておくということではなくて、そのお考えであれば、ずっと何年経過してもこれについては決まらないう、そういう理解でよろしいでしょうか。

○鈴木政府参考人 先ほど申し上げましたように、手当の判断基準となります危険性や困難性というの、その事態の態様によつてかなり幅があるものでございますので、そういったものについては、やはり事態がなかなか千差万別でございます

すので、あらかじめ定めるといのが難しいということでございますので、それが程度わかつた時点で定めていきたいと考えております。

○吉田(豊)委員 私の一般感覚ではちよつと納得いかないところなんです。

さまざまなことを判断することにおいて、諸外国には当然軍隊というものがあつて、そして、この場合に当たつて、例えば今問題にしている防衛出動手当あるいはそのような考え方、こういうことというのはやはり比較対象として当然検討なさつていふと思うんですね。

このことからすると、我が国の今の現状のこの部分については、もう少し踏み込んだ判断というものも当然先行してきていふんじゃないかと思ふんですけれども、これはいかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 自衛官の給与体系あるいは手当等につきましては、それぞれの国柄がございまして、それぞれの給与体系や年金、それから公務災害補償等を含めた全体の中で位置づけられていまして、必ずしも、我が国の自衛官の処遇、給与体系と比較するのが難しいわけですが、引き続き、そういった制度も参考にしながら勉強してまいりたいと考えております。

○吉田(豊)委員 参考にしてというのは、ぜひ緊急に参考にしていただいて、そして備えていただきたい、こういうふうなところでございまして。

時間がなくなつてまいりましたが、この勤務体系それから勤務時間、そして自衛隊については服務宣誓がある、そしてそれに応じた給与体系が必要ではないか、こういうお考えも、先ほど私が申し上げました隊友会の皆様からの声としてもあるわけですね。

私は、まさにそのとおりだと思います。自衛隊という国を守る責務を担つていらっしゃる皆様に対して、今までと同じ通常の給与体系でいいのかという根本の問題がやはり根底にあるんじゃないかな、こう考えるわけです。

ですから、改めてこの機会に、めり張りのきい

たというふうな大臣からお言葉がありました、このことについて今のようなお考えをお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○稲田国務大臣 今委員御指摘になりましたように、服務の宣誓にありますように、自衛隊員は危険を顧みず、特殊な任務に従事しております。その特殊性を考慮してさまざまな手当などを支給しているところがございますが、そういった自衛官の特殊性、さらには勤務体制などに見合った給与体系、手当も含め、しっかりとやっていきたいと思つております。

○吉田(豊)委員 本日に、やっていきたいと思つていらつしやるその思いを、ぜひ緊急に行動に移していただきたいと思ひます。

それはなぜかといふと、やはり常々おつしやるように、日本においての近隣諸国との関係、環境、状況が、私たち一般国民から見ても不安なところというのが実態あるわけなんです。ですから、それに対してきちつと備えていこう、そのために、自衛隊員、関係者の士気を高める、さまざまな問題に関しても、やはり給与の問題というものは、私の言葉で言えば、内を固める、内側を固めるためには非常に重要なポイントではないかな、こういうふうにも私は思ふわけです。

ですから、ぜひここについても急いで、改めて考え方を整えていただいて整備していく、このことをぜひお願いしたいと思ひます。

我が党といたしましては、この給与法に関しまして、非常に断腸の思いなわけです。

今のこのやりとりの中でも、やはり現場の皆様、御努力として危険性のことを考えれば、当然、今までもっとさまざまな手当なり、さまざまな給与というものが渡されてしかるべきだ、こんなふうな考へていふわけなんです。けれども、それが一般に準じて上がつていくという位置づけでは理解できないというふうな考へておるところで、めり張りをつけないというところの重要性を改めてお訴えさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社民党の照屋寛徳です。

しんがりの質問でございます。

あらかじめ質問通告し、レクを終えたものと若干順序が違ひますが、最初に防衛大臣に伺いたいと思ひます。

米軍普天間飛行場のある宜野湾市や近隣の北中城村、浦添市の住民三千四百七十七人が米軍機の飛行差しと爆音被害に対する損害賠償を国に求めた第二次普天間爆音訴訟の判決が、本日午前十時に那覇地裁沖縄支部で言い渡されました。この判決に対する稲田大臣の受けとめを伺ひます。

○稲田国務大臣 本件訴訟は、普天間飛行場周辺住民らが、同飛行場の使用によつて生じる航空機騒音等により権利侵害を受けているとして、国に對して騒音規制、損害賠償金の支払い等を求めた訴訟であり、本日、那覇地方裁判所沖縄支部において、騒音被害は受忍限度を超え、違法なものであるとして原告の請求を一部認め、国は原告ら約三千四百名に對し損害賠償金の支払いを命ぜられたところでございます。

今般の判決は、国の主張について裁判所の理解が得られず、大変厳しい判断が示されたものと受けとめております。

防衛省としては、今後の対応について、判決内容を慎重に検討し、関係機関と十分調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

○照屋委員 大臣、私も早速、裁判所がマスコミに配付した判決の骨子、判決要旨を入手して、読み込んでみました。大臣おつしやるように、原告のうち三千三百九十五人に對し、約二十四億五千八百二十六万円の賠償金支払いを国に求めたわけなんです。それから、第三者行為論に基づいて、飛行差しとめの請求は棄却されました。

先日の当委員会、普天間基地、嘉手納基地の爆音認識を私から大臣にお聞きしたときに、受忍限度を超えておる、こういう答弁がありました。が、きょうの判決では、大臣、社会生活上、受忍

すべき限度を超える違法な権利侵害だ、こう厳しく言つてゐる。それから、もう一点は、第一次訴訟から四年以上が経過しているが、日米両政府の被害防止対策に特段の変化は見られず、住民の違法な被害が漫然と放置されていると国の態度を厳しく断罪している。

私が今読み上げた判決内容についての大臣の感想はどうでしょうか。

○稲田国務大臣 大変厳しい判断が裁判所から示されたというふうな理解をいたしております。

○照屋委員 おつしやるのとおり、非常に厳しい判断ですね。だから、私は、この司法の厳しい判断に基づいて、世界一危険な普天間飛行場は一日も早く閉鎖、返還する以外ない、こういうふうな思つております。

次に、防衛省にお聞きしますが、本日の法案との関係で、辺野古新基地建設にかかわる陸上及び海上の現場並びに東村高江の米軍ヘリパッド建設工事現場に派遣されている防衛省職員には、いかなる名目の手当が支給されているのでしょうか。辺野古は代執行裁判の和解によつて工事が中断されるまでの期間、高江はことし七月十一日以降現在までの期間における名目ごとの支給人数、一時間当たりの単価、支給総額について尋ねます。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

まず、私の方から、普天間飛行場代替施設の方でお答えをさせていただきます。

昨年十月末に埋立本体工事に着手いたしました、本年三月の和解までの間、最大で十名の職員が常勤勤務するほか、昼夜二交代で各四名の職員が勤務しております。

これらの職員に對しまして、当該建設現場において業務に従事することをもつて支給していた特別手当はございません。

なお、これらの職員が深夜勤務を行った場合は、他の職員と同様に夜勤手当を支給しております。その一時間当たりの金額は、勤務一時間当たりの個人ごとの給与額に百分の二十五を乗じた額になります。約四百円程度でございますが、そ

存在感を今後ますます大きなものにするには間違ひありません。また、みずからの命を危険にさらして国を守っている自衛隊に対して、さらなる待遇の改善が行われ、これまで以上に保障されなければなりません。

現行の給与体系は、警察予備隊創設時に警察に準じた給与制度を導入し、現在まで基本的にこれを踏襲しております。自衛官俸給表は、行政職俸給表、公安職俸給表、指定職俸給表を基準に決定しており、給与改定も、基本的には一般職に準じています。この給与体系では、自衛隊の任務を正しく評価するものにはなっておりません。

私ども日本維新の会は、自衛隊の待遇改善のために、人員の増強を図ることで自衛隊員の個々の負担を減らし、また、その仕事の危険度に合わせた危険手当をふやすことが重要であると考えております。

自衛官の手当については、安全保障法制の整備に伴い、自衛隊に新たな任務が追加されたことを受けて、正当な処遇のために新たな手当を導入すべきです。そもそも、防衛出動手当が導入されて十三年経過した今も、手当額にかかわる政令が未制定という現状は、一刻も早く変えるべきです。人事院は民間給与の基準にのっとっているだけに、自衛隊員の給与査定が経済で左右される民間給与に左右されることがあってはなりません。経済が厳しいとき、自衛隊員の役割が変わらない中であって給与が下がることも想定されるだけに、今回のような自衛隊の給与のあり方は、根本から見直しをする必要があります。

私ども日本維新の会は、自衛隊員の給与に対する抜本的な見直し案を今後国会に提案し、自衛隊の待遇改善とその役割をしっかりと認める給与体制をつくってまいります。

こうした抜本的な改定が必要な自衛隊員給与について何ら対応が行われていない本法案には、賛成することはできません。

自衛隊員が国家のために一生懸命頑張っていることを正しく評価されるような給与体制をつくり

上げていくことこそ、私ども政治の大きな役割であると考えております。

常にこの現場は、リスク、そして職務と法のほざまにあるわけです。ですから、本委員会におきましても、リスクを正しく評価するということがきちんと給与にも反映される、このことを私たちはごまかしてはいけなないと考えております。

新たな仕組みをつくること、そのことを訴えて、そして、今回の法案には賛成することができないということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山口委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

平成二十八年十二月二日印刷

平成二十八年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F